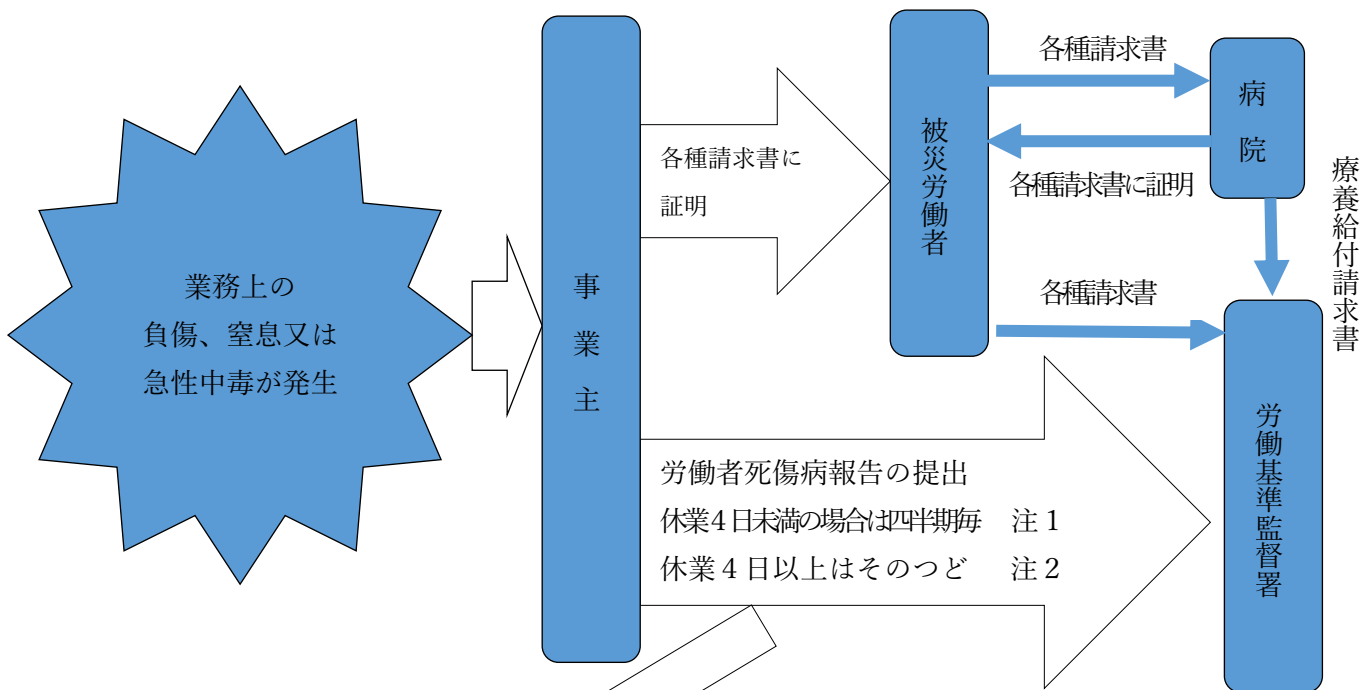


労災事故発生後の流れイメージ図



注1 安全衛生規則関係 様式第24号

注2 安全衛生規則関係 様式第23号

ご注意！！

- ◆労働者が労働災害などにより死亡または休業したときは、遅れることなく決められた様式で所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を届け出なければなりません。
- ◆この報告は労災の給付手続の有無に関わらず、必ず届け出なければなりません。
- ◆この報告をできる限り早期に提出しなかったり、嘘の内容を書いて報告した場合（労災かくし）は罰せられることがあります。

※ 死亡災害や重大な災害（障害が残り以前と同じように働くことができなくなる可能性が高い災害や休業が長期間に及ぶもの（休業見込み日数が不明なものを含む））につきましては、直ちに所轄の労働基準監督署へ御一報ください。

※ 2 「遅れることなく」に該当するかどうかにつきましては、個別的に判断するものですが、労働安全衛生規則第52条の7の解釈で、「概ね一月以内」という解釈があることに御留意願います。（H18.2.24 基発 0224003号）

※ 3 労働者死傷病報告の提出が遅れた場合は、その理由を記載した文書を労働者死傷病報告提出時に添付していただくこと等がありますので御承知願います。